

実施方針 新旧対照表

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	修正前	修正後
1										全体	—	年の表記方法を以下のとおり変更した。 ・2019年4月以前:和暦(西暦)(例:平成31年(2019年)) ・2020年5月以降:西暦(例:2020年) ・平成31年⇒2019年
2	3	1	1-1	(7)	3)					3) 町整備施設	② 交通連携施設 (EV充電施設、バス停留所) ③ 再生可能エネルギー施設 ④ その他施設 (地下調整池)	—
3	4	1	1-1	(11)	1)	ウ				ウ維持管理業務	② 建築設備保守管理業務	②建築設備等保守管理業務
4	5	1	1-1	(11)	2)	ア				ア維持管理業務(予定)	—	① 外構等維持管理業務
5	5	1	1-1	(11)	2)	ア				ア維持管理業務(予定)	③ 消耗品費用 ④ 照明器具の維持管理 (駐車場照明除く)	—
6	5	1	1-1	(11)	3)	ア				ア維持管理業務(予定)	② 環境衛生・清掃業務	—
7	5	1	1-1	(12)						(12)提案施設について	事業者は、本事業の目的に即し、公共施設としての役割を充足する機能等を有する施設を「提案施設」として、予定価格の範囲内で提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。	事業者は、本事業の目的に即し、公共施設としての役割を充足する機能等を有する施設を「提案施設」として、本事業の予算規模の範囲内で提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。
8	6	1	1-1	(13)	1)					1) 施設整備費	本町は、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る費用については、サービスの対価として、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、補助金の状況を勘案しながら、一時に又は定期的に支払う。	本町は、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る費用については、サービスの対価として、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、補助金の状況を勘案しながら、事業者に対し、一時に又は定期的に支払う。

No	頁	1	1-1	(1)	1)	ア	a)	a	①	項目等	修正前	修正後
9	6	1	1-1	(13)	2)					2) 維持管理・運営費	本町は、本公共施設の維持管理及び運営業務に係る費用については、 <u>地域振興施設運営業務及び防災施設運営業務に係る一部の費用を除き、サービスの対価として、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。</u>	本町は、本公共施設の維持管理及び運営業務に係る費用については、 <u>事業者の提案金額を基に決定した金額（「3) その他の収入」に示す売上又は販売手数料等、及び利用料収入によって賄えない部分）で、事業契約書に定める額を、サービスの対価として、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。</u>
10	6	1	1-1	(13)	3)					3) その他の収入	本施設において、地域振興施設運営業務及び防災施設運営業務による売上または販売手数料等は、事業者の収入とすることができる。 また、本町は、本事業の事業契約締結と同時に、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、公の施設の利用者からの利用料を収入とすることができる。	a) <u>売上又は販売手数料等</u> 本施設において、地域振興施設運営業務及び防災施設運営業務による売上または販売手数料等は、事業者の収入とすることができる。 b) <u>利用料収入</u> 本町は、本事業の事業契約締結と同時に、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、公の施設の利用者からの利用料（ <u>子育て交流施設における一時預かりサービスの利用料、交流スペース等における占用利用に係る利用料等</u> ）を収入とすることができる。
11	6	1	1-1	(15)						(15)光熱水費の負担	なお、当該光熱水費は、その実費を、サービスの対価として、本町が事業者に対し事業期間終了時までの間、定期的に支払うものとする。	なお、当該光熱水費は、 <u>地域振興施設運営業務及び防災施設運営業務に係る一部の費用を除く</u> その実費を、サービスの対価として、本町が事業者に対し事業期間終了時までの間、定期的に支払うものとする。
12	9	1	1-1	(18)						(18)遵守すべき法制度等	—	⑦ <u>揮発油等の品質の確保等に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律</u>
13	9	1	1-1	(18)						(18)遵守すべき法制度等	⑨ <u>地球温暖化対策の推進に関する法律</u> ⑩ <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律</u>	⑩ <u>地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律</u>
14	9	1	1-1	(18)						(18)遵守すべき法制度等	—	※ 本町では、本施設及び町整備施設に係る設置管理条例として、美浜町道の駅の設置及び管理に関する条例（仮称）（以下「設置管理条例」という。）を、本事業に係る事業契約の締結と同時に制定する予定である。
15	24	4	4-2	(2)						表 本公共施設の施設構成	(別紙1参照)	

## 修正前

## P24、4、4-2、(2)構成要素

分類	施設	内容	延床面積等	
本施設	休憩施設	地域振興施設用屋内トイレ	1,750 m <sup>2</sup> 程度	
	地域振興施設	飲食施設		300 m <sup>2</sup> 程度
		農林水産物直売所		
		日用品・食料品販売所		
		荷捌き室(作業スペース)		
		子育て交流施設		
		交流スペース		
	屋上スペース	360 m <sup>2</sup> 以上		
	公園的広場	360 m <sup>2</sup> 以上		
	屋根つきイベント広場	10 m <sup>2</sup> 程度		
	防災施設	防災備蓄倉庫	固定式ガソリン計量機(両面):2基以上 灯油計量機:1基	
		ガソリンスタンド	提案による	
	提案施設※2		提案による	
外構	サービス動線(車路・駐停車スペース)、歩行者空間・植栽・緑地等	適宜		
本公共施設	休憩施設	駐車場(アプローチ車路を含む)	小型車:36台 大型車:9台 身障者用:1台	
		トイレ	男性(小):5器 男性(大):2器 女性:11器 身障者用:1器	
	情報発信施設	情報発信施設	200 m <sup>2</sup> 程度	
	ベビーコーナー	授乳、おむつ替えスペース		
	外構	歩行者空間・植栽・緑地等		
	町整備施設※1	休憩施設	駐車場(アプローチ車路を含む)	小型車:38台 大型車:1台 身障者用:2台 二輪車用:4台
		交通連携施設	EV充電施設	2台
バス停留所			大型バス1台	
外構・その他		地下調整池		
	再生可能エネルギー施設			
	歩行者空間・植栽・緑地等	適宜		
付帯施設(民間施設)※2		事業予定地又はその付近にて、事業者の独立採算事業として整備・運営等を実施する施設	提案による	

※1 本事業では、事業者が維持管理業務のみを行う予定である。

※2 事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。

## 修正後

## P24、4、4-2、(2)構成要素

分類	施設	内容	延床面積等	
本施設	休憩施設	地域振興施設用屋内トイレ	1,750 m <sup>2</sup> 程度	
	地域振興施設	飲食施設		300 m <sup>2</sup> 程度
		農林水産物直売所		
		日用品・食料品販売所		
		荷捌き室(作業スペース)		
		子育て交流施設		
		交流スペース		
	屋上スペース	360 m <sup>2</sup> 以上		
	公園的広場	360 m <sup>2</sup> 以上		
	屋根つきイベント広場	10 m <sup>2</sup> 程度		
	防災施設	防災備蓄倉庫	固定式ガソリン計量機(両面):2基以上 灯油計量機:1基	
		ガソリンスタンド	提案による	
	提案施設※2		提案による	
外構	サービス動線(車路・駐停車スペース)、歩行者空間・植栽・緑地等	適宜		
本公共施設	休憩施設	駐車場(アプローチ車路を含む)	小型車:36台 大型車:9台 身障者用:1台	
		トイレ	男性(小):5器 男性(大):2器 女性:11器 身障者用:1器	
	情報発信施設	情報発信施設	200 m <sup>2</sup> 程度	
	ベビーコーナー	授乳、おむつ替えスペース		
	外構	歩行者空間・植栽・緑地等		
	町整備施設※1	休憩施設	駐車場(アプローチ車路を含む)	小型車:72台 大型車:1台 身障者用:2台 二輪車用:4台
		外構	歩行者空間・植栽・緑地等	適宜
付帯施設(民間施設)※2			事業予定地又はその付近にて、事業者の独立採算事業として整備・運営等を実施する施設	提案による

※1 本事業では、事業者が維持管理業務のみを行う予定である。

※2 事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。

※3 本事業とは別に、国は、防災施設として非常用トイレ、貯水槽、非常用発電機、備蓄倉庫を、町は、交通連携施設としてEV充電施設(2台)、バス停留所(大型バス1台)、その他の施設として地下調整池、再生可能エネルギー施設を、それぞれ、事業予定地内に整備し、維持管理を行う予定である。